

令和2年度第1回長野県青少年問題協議会

日 時：令和2年8月7日（金）

10時00分～11時40分

場 所：長野県庁 議会棟 第一特別会議室

1 開 会

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回長野県青少年問題協議会を開会します。

私は、県民文化部次世代サポート課企画幹兼次世代支援係長の清沢浩志と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、開会にあたりまして県民文化部長の増田隆志よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○増田県民文化部長

皆様におかれましては、大変お忙しい中、当会場に、あるいはウェブで御参加ということで御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本年6月、委員の皆様方の改選時期ということでございました。新たにご希望をさせていただきました委員の皆様、それから引き続きお願いしました皆様方、いずれも大変御多忙の中御快諾を頂戴いたしましたことを、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

この会議も、6月に改選後お願いしようとしていたところですが、新型コロナウイルスの関係ということで本日となってしまいました。いろいろな日程調整の点で、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

さて、本協議会は、私が改めて申し上げるまでもなく、長野県の子どもや若者が健やかに成長して、自分らしく生活をして活躍できるように、青少年の指導、育成、保護、そして共生といったことに関する総合的施策の充実につきまして、重要事項について御審議を頂戴しているというものでございます。

本日の議題といたしましては、私どもからいたしますと2点お願いしたいと思っております。

1点目は、皆様方の御尽力を頂戴して平成30年3月に策定いたしました長野県子ども・若者支援総合計画がでございます。この進捗状況と申しますか、取組状況、それから、子どもの性被害の状況について事務局から御報告申し上げ、御意見を頂戴したいと思っております。

2点目は、現在の新型コロナウイルス禍における状況認識、そして必要な対策についてでございます。今、子どもも大人も大変困難な状況にあるわけですが、果たしてこの子どもの成長を支える制度的なセーフティーネット、あるいは社会のネットワークというものが耐えられているのかということは、非常に懸念されるところでございます。

子どもたちの状況がどうなのかを把握いたしまして、県といたしましても、関係の皆様

と連携をして、必要な対応を取っていくことの重要性を強く感じているところでございます。

委員の皆様方には、日頃それぞれのお立場で、子どもや若者と接しておられる、そういった状況の中でお感じになれていることを踏まえまして、with コロナ、そしてafter コロナの時代を見据えた県の施策の展開につきまして、忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

本日は大変お忙しいところ貴重なお時間を頂戴するわけでございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

ありがとうございました。

ここで1点、事務局から御報告をさせていただきます。本県におきましては、附属機関の設置、配置等を効率的に行うために、各附属機関の設置条例というものを整理、統合いたしまして、この4月1日から、長野県附属機関条例というものを策定いたしました。これを受けまして、本協議会の根拠となる条例が、長野県青少年問題協議会条例から長野県附属機関条例に変わりましたので、御報告いたしたいと思っております。

また本年は、委員の皆様の改選期に当たるということで、令和2年6月14日から現在の委員の皆様にご委嘱させていただいております。委嘱状につきましては、過日郵送にて交付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料でございます。事前にお配りしております資料一覧のとおりとなります。その後、追加の資料といたしまして、「コロナの影響から県民の命とくらしを守る長野県の取組」というものをお配りしておりますので、御確認をお願いします。

それから、資料で一部訂正がございます。資料4の2ページある1枚ものですが、訂正版をお配りしてありますので、大変申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。

ここで、本日の協議会の定足数について申し上げたいと思っております。

長野県附属機関条例によりまして、本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員15名中、出席者が今のところ12名でございます。うち1名はウェブからの出席ということでございます。以上のとおり、定足数については過半数を満たしているということで、御報告を申し上げたいと思っております。

本協議会は公開で開催をしております。後日、議事録をホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 自己紹介

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

それでは次第に従いまして、3の自己紹介に移っていきたく思います。

恐れ入りますけれども、名簿の順番に、加藤委員さんからお一人1分以内でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○加藤委員

皆様、おはようございます。

県議会から選出されております加藤康治と申します。県民クラブ・公明という会派に所属をさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木村委員

木村かほりと申します。よろしくお願いいたします。

私は、こちらの名簿の繋 inc というお母さんの子どもの団体をやっているのですが、あとは、不登校を考える県民の会ということで、全県の不登校の活動団体と一緒に活動しております。よろしくお願いいたします。

○栗田委員

おはようございます。

専門学校未来ビジネスカレッジより参りました栗田と申します。本校は、松本市にありまして総合専門学校になりまして、高校を卒業した学生 19 歳から二十歳の子を毎年 200 名ほど見ている学校になります。よろしくお願い致します。

○齋藤委員

NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センターの事務局長をしております齋藤新と申します。

私どもは、泰阜村という 1,600 人の小さな村で、山村留学や、子どもの体験活動を行っている NPO になります。本日はよろしくお願いいたします。

○西山委員

長野市にございます清泉女学院短期大学の幼児教育科の科長をしております西山薫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員

おはようございます。

長野市立豊野中学校の校長をさせていただいております林理恵と申します。

昨年度台風 19 号で被災した本校でありますけれども、県内の様々なお立場の方から多大な御支援をいただきまして、なんとかもうすぐ、仮設校舎での生活も 2 学期末頃には終わる予定であります。生徒も職員も、なんとか元気でやっております。本当にこの場をお借りしまして、皆様の御支援にお礼申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

○平林委員

おはようございます。

県の高校の校長会の代表ということで来ております。田川高校の平林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員

皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

株式会社 BAZUKURI の藤原と申します。普段は企業や自治体の広報のお手伝いや、ワークショップのファシリテーションを企業としてはやっております。あと、ここにはないんですが、長野県立大学のソーシャルイノベーション創出センターの地域連携コーディネーターという、地域と大学をつなぐような役割もやっております。

本日はよろしくお願ひいたします。

○宮澤委員

NPO 法人すわ子ども文化ステーションの宮澤です。よろしくお願ひいたします。

私の事業としましては、チャイルドライン、それから市から委託を受けましてファミリーサポート事業に取り組んでおります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○矢澤委員

おはようございます。

上田市教育委員会城南公民館で社会教育指導員をしております矢澤智都枝と申します。普段は公民館を中心に地域の青少年育成に関わっております。また、情報モラル、インターネットの安心安全な利用についての啓発活動も行っております。

よろしくお願ひいたします。

○山本委員

おはようございます。

長野県公認心理師・臨床心理士協会の山本京子でございます。

私どもは、今会員が 350 人ほどおりまして、教育分野、スクールカウンセラーですとか、あるいは保健医療、福祉、警察、裁判所関係の司法、それと産業領域、それぞれの分野でいかに県民の皆様に寄り添って心理的な支援をするかということで、ほかの職種の皆様とも連携をしながら、日々活動をしているところでございます。

また、いろいろとよろしくお願ひいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

ここで、ウェブで参加していただいています荒井委員さん、お願ひします。

○荒井委員

信州大学の荒井でございます。聞こえますでしょうか。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

大丈夫です。

○荒井委員

このたびは、この後に控えております会議に参加する関係から、ウェブでの参加をお許しいただいてありがとうございます。信州大学の教職支援センターというところにおりま
す荒井という者です。

今は地域連携部門長として年間 50 教育機関、250 名ぐらいの大学生を地域に輩出をして、臨床経験のほうをさせていただいております。

今回こういう参加になり御負担をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

よろしくお願いします。

ありがとうございました。なお、荒川委員さん、伊藤委員さんの2名は、本日御都合により欠席の御連絡をいただいております。それから、望月委員さんは10分ほど遅れる連絡をいただいておりますので、よろしくお願いします。

4 会長選出

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

本日は、委員改選後初めての開催となりますので、会長の選出をここで行いたいと思います。

長野県附属機関条例によりまして、会長は委員の互選によるということになっております。会長の選出について、どのように行えばよいでしょうか。御意見があったらお願いします。

宮澤委員さん、お願いします。

○宮澤委員

昨年度まで協議会の会長を務められていました西山委員さんに、また引き続きお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

ありがとうございます。

ただいま宮澤委員さんから、西山委員が適任であるとの御発言をいただきました。

皆様、西山委員に会長をお願いするということで、よろしければ拍手で御承認をいただきたいと思いますが。

(賛成者拍手)

ありがとうございます。

それでは、西山委員さん、すみませんが、会長席のほうへ移動をいただきまして、以降の進行をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○西山会長

ただいま青少年問題協議会の会長を仰せつかりました西山と申します。またお世話になりますけれども、進行に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私が会長として不在となった場合の職務代理を、私から指名させていただきたいと思っております。会長の職務代理につきましては、信州大学の荒井委員さんをお願いしたいと思っておりますが、荒井委員さん、いかがでしょうか。

○荒井委員

承ります。よろしくお願いいたします。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、荒井委員さんに職務代理をお願いすることにしたいと思います。

5 議事

(1) 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について

○西山会長

本日の議題に移ります。本来ならば、この協議会は大体2時間を目安に時間があつたわけですが、このコロナの影響もあって、会議時間を短縮ということになっております。

ただ、様々な立場の皆さんから、できるだけたくさんの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、議題(1)の長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について、次世代サポート課から御説明をお願いいたします。

○新津次世代サポート課課長補佐兼次世代企画係長

次世代サポート課の新津でございます。

私から、資料1によりまして、長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

委員の皆様には事前に、資料1とともに、緑色の表紙の計画概要版のパンフレットと、計画書の第4編、達成目標一覧に掲載している資料を送らせていただいたところです。

今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、計画の策定の経過を改めて簡単に申し上げます。概要版パンフレットを1枚おめくりいただいた1ページ、最初の部分に記載されていますとおり、本計画は、この本協議会の委員の皆様の御意見もいただきながら、4つの計画を一体化して、平成29年度末に策定をいたしました。本年度は、平成30年度にこの計画の実践を開始しましてから3年目に当たります。

こちらの計画に位置づけられた施策につきましては、パンフレット2ページに体系図がございまして、1枚おめくりいただいた3ページ以降に、個々の区分による施策が記載されてございます。

また、この進捗状況につきましては、本協議会や将来世代応援県民会議の場で報告をさ

せていただきまして、委員の皆様から御意見をいただき、点検、評価をすることとしているものです。

それでは、資料1を御覧ください。

資料1につきましては、施策体系の区分ごとの指標について、基本的には計画2年目となる昨年度、令和元年度の実績を上段、平成30年度の実績を下段に括弧書きで記載してございます。この実績は、右側にある矢印につきましては、計画策定時の基準値に対し、単純に値が増えているものは上向きの矢印、値が減っているものにつきましては下向きの矢印としております。

さらに目標値に向け、計画策定時の基準値と比較して実績が好転しているものは白抜きの矢印、基準値から後退しているものは黒塗りの矢印という表記にしております。

なお、指標によっては最新の年度が平成30年度になっているものもございますので、御了承ください。

次に、区分ごとに計画策定後から新たに取り組んだ施策や、昨年度中に拡充された施策などについて主に説明させていただきます。

まず区分の1-1-①の「子どもと家庭に対する包括支援機能の向上」でございます。一番上の「子ども家庭支援ネットワーク体制整備市町村数」ですが、こちらは、計画書では「信州子どもサポート（仮称）」という記載になってございます。

こちらは虐待や貧困、発達障害、いじめなど様々な困難を抱えたお子さんや御家庭、親子を、妊娠期から子育て期まで丸ごと支援するという包括支援体制の整備について、2022年度までに、全市町村でネットワークを設置することを目標に掲げて取組を行っております。

実績ですけれども、国が進めております子ども家庭総合支援拠点を設置した市町村数、2019年度は16市町村を実績としておりまして、昨年度の実績といたしましては、講演会や実践発表会等を通じ、市町村の取組の促進を行ったところでございます。

続きまして、次の2ページを御覧ください。

1-1-②の「子どもや家庭を大切に作る社会づくり」でございます。ここの2番目の「子育て家庭優待パスポート協賛店舗数」でございますが、実績値は、平成30年度から201店舗増加という形で記載してございます。この内訳ですけれども、新たに378店舗の協賛を得られたのですが、閉店や店舗独自特典の導入に伴いまして、協賛が廃止になっている分を差し引いて201店舗の増加となったところでございます。

また、その下の「出生数に占める第3子以降の割合」のところに記載してございますけれども、昨年度の令和元年度から多子世帯向けのプレミアムパスポートを提示することによりまして、県有施設の利用料を第3子以降無料にするといった取組を始めたところでございます。

その下の1-1-③の「ニーズに応じた保育の提供」でございます。2ページの「保育所等利用待機児童数」につきましては、課題と今後の取組の方向性のところに記載してございますけれども、3歳未満児の保育需要が高まっておりまして、残念ながら待機児童数が増加しております。今後につきましても、年度途中から増加する保育需要に対応し、保育士人材バンクの活用や企業等様が行う地域保育の設置促進など、待機児童解消に向けた一層の取組を行ってまいりたいところでございます。

続きまして3ページを御覧ください。

一番下の1-2-①の「教育費の負担軽減」でございます。教育費につきましては、昨年度の10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されたところでございます。また、義務教育、高校教育、高等教育におきましても、それぞれ記載のとおり、授業料の軽減等を実施しております。

こちらの一番下の指標、「理想の子どもの数を持ってない理由として経済的負担を挙げた人の割合」の実績につきましては、50.5%と後退しておりますが、この基になっております意識調査は例年8月に行っておりまして、昨年度の幼児教育・保育の無償化など、令和元年度の取組がこちらの実績のほうに影響が表れてきますのが、今年度の調査結果になってくるのではないかと考えております。

続きまして、少し飛ぶのですが、9ページを御覧ください。

2-1-⑨の「自殺対策」のところでございます。こちらの指標の「20歳未満の自殺死亡率」につきましては、実績が平成30年度のものとなっておりますが、残念ながら4.78と後退しております。自殺対策につきましては、知事を座長としたプロジェクトチーム会議により分析等を進め、平成31年3月に「子どもの自殺ゼロを目指す戦略」を策定し、取り組んできているところです。

昨年9月には、日本財団様と協定を締結いたしまして、個別の事例について支援を始めしております。こちら昨年度の取組が指標の実績として表れてくるのは来年以降になると思われますが、全国の中でも高い水準の自殺死亡率でありますので、引き続き、未成年者の自殺防止対策については、強力に取り組む必要があると考えております。

続きまして10ページを御覧ください。

2-3の「若者の就労支援」でございます。一番目の「県内大学卒業生の県内就職率」についてです。実績欄上段の2019年度、令和元年度の実績につきましては、8月予定と記載してありますが、こちらの最新値がまとまりまして、56.2%となりました。56.2%ですので、基準値と比較しますと、増加して好転しております。矢印で言いますと、上向きの白い矢印がつくこととなります。

その下の「県外出身学生のUターン就職率」につきましては、平成30年度から後退しまして、昨年度は35.3%となっております。インターンシップに対する取組を強化しているところではございますけれども、昨年度は、学生側の大幅な売り手市場という状況がございまして、県内企業への就職が伸びなかったという状況にあります。

以上、簡単ではございますが、幾つか個別の区分について御説明を申し上げました。

なお、目標につきましては、効果が表れるまで中長期を要するものが多いのですけれども、計画全体の進捗状況といたしましては、アウトカム指標とアウトプット指標を合わせまして全部で54指標、再掲している指標を除いて54指標ございます。そのうち最新値により目標を達成している指標は18指標あります。割合で申し上げますと33.3%になります。

また、目標には達していないものの、基準値と比較いたしまして、最新の実績が好転している指標は22指標あります。割合では40.7%になります。一方で、基準値より実績が後退している指標は12指標になりまして、割合は22.2%です。目標達成、または好転している指標数を合わせますと全体では7割以上の指標数となっております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたし

ます。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、遅れていらっしゃいました望月委員さんから、改めて自己紹介をお願いいたします。

○望月委員

遅れまして大変申し訳ございませんでした。言い訳ではないんですが、すごいです、今すぐそばでアルピコバスが燃えていました。多分今ごろ通行止めかと思います。ぎりぎり通行止めをぬって来たんですけれども、バスが燃えているのを初めて見ました。暑いということでしょうか。関係ないですかね。すみません。

安曇野から来ました NPO 法人 Gland Riche の望月美輪と申します。安曇野市を中心に中信平から大北圏域までの子どもから大人までの、不登校であるとか引きこもり支援に関する仕事を、市町村からの委託事業として現在行わせていただいております。障がい者支援についても、就労関係ですとか、グループホームの運営ですとかをさせていただいている団体の代表をさせていただいています。

今年も皆様、よろしく願いいたします。遅れまして、重ねて本当に申し訳ございませんでした。失礼いたします。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま議題の(1)につきまして御説明いただきましたが、取組の成果並びに今後の計画を推進していく上で、様々な課題がまだあるかと思えますけれども、また、取組をこう進めていったほうが良いというような方向性などにつきまして、御意見、また御質問等をいただきたいと思います。

なお、本日の協議会は議事録を作成するということでもありますので、委員の皆様におかれましては、発言される前に、恐れ入りますが、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきたいと思います。

それでは、どこの部分からでも結構ですが、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

どうぞ。

○山本委員

山本京子でございます。

1点お尋ねしたいのですが、一番最初の子ども家庭支援ネットワークのことです。児童福祉法で要保護児童対策地域協議会が全部の77市町村にあるわけです。ですので、お尋ねしたいことは、この子ども家庭支援ネットワークが、今までの要保護児童対策地域協議会とどう違うのか。要対協も対象は0歳から18歳までですし、要保護児童、要支援児童、それと特定妊婦、ハイリスクの妊婦さんを対象にしているわけです。先ほどの御説明だと、

何か対象者もかぶるような気がしまして、どこが違うのかということ。

そして、それぞれの市町村によって、今まである要対協と、この新しい取組が入ったことによって混乱したりとか、これはどっちでやるのかとか、これはこっちでやっているからいいんじゃないとか、そういうようなことが生じていなかったのかと、ちょっとその辺が気になりましたので、お尋ねさせていただきます。

○西山会長

では、よろしくお願いいいたします。

○樋口児童相談・養育支援室長

児童相談・養育支援室長の樋口でございます。

私から、ただいまの御質問につきまして御回答をさせていただきます。

市町村要対協と子ども家庭支援ネットワークの違いということでございます。子ども家庭支援ネットワークにつきましては、その核となるものが児童福祉法で規定されている子ども家庭総合支援拠点であり、その設置は、努力義務でなるべく全市町村に設置することが求められております。この子ども家庭総合支援拠点の対象となる児童・家庭につきましては、地域の全ての子どもや家庭を対象としており、社会全体で子どもや家庭を支えていく力を機能させることを目的としております。

一方、市町村要対協につきましては、先ほど山本委員さんからのお話の中にもありましたとおり、特定妊婦、要保護児童、要支援児童ということで、行政側が何らかの支援が必要であると認定した者が対象になります。要対協は、支援対象者の台帳をつくりまして、その支援の必要な家庭や子どもさんの状況の変化を、行政側が把握し、必要がある場合は、児童相談所が介入したり、市町村の児童福祉担当部局が支援をするというふうに、行政側が主体的に支援の必要性を判断しながら、支援を届けていくものであり、そういう違いがあるということでございます。

新しい取り組みによる混乱につきましては、子ども家庭総合支援拠点の中心となるコーディネーター役の方に、その混乱が起きないように研修を私どものほうでやっているところ です。

要対協は子ども家庭総合支援拠点の一部でありますので、一般の子育て相談から重篤な虐待相談など様々な相談が市町村に寄せられたときに、このケースは要対協の機能を使って行政が主体的に支援なり関わりを持っていくべきだと、コーディネーターが交通整理をしていくということが必要になります。

今、課題になっているのは、そのコーディネーターになる人の専門性がまだまだ本来あるべき姿のところになかなか届いていないということがあるため、県でコーディネーターの養成に力を入れているところです。いわゆるソーシャルワークがきちんと展開できるように、今後も引き続き力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょうか。
どうぞ。

○矢澤委員

上田市城南公民館の矢澤です。

質問と御提案です。12ページの青少年健全育成の子どものスマートフォンのフィルタリングの設定率について、まず御質問です。この数値につきましては、県教委の心の支援課で行っているインターネットについてのアンケートから抽出ということによろしいかということと、あと御提案ですが、フィルタリング率は、大体こんな感じで半分ぐらいですが、どの機器なのかということがまず重要で、子どもと保護者の認識が違うことが大きな注意点でございます。子どもはスマートフォン、ゲーム機、タブレット、パソコン等々いろいろな機器でインターネットに接続していますので、このフィルタリングを問うときに、どの機器かということが重要になってきます。

例えば、スマートフォンとゲーム機につきましては、スマートフォンについてはお店の指導が最近丁寧になってきております。また、ゲーム機については有名な会社さん等、保護者が買われたときに、インターネットでこういうふうにするんだよと丁寧な解説がついております。

子どもたちはスマートフォンとゲーム機と同様に、最近はタブレットの利用が多いです。タブレットにつきましては、おうちで共有している場合が多く、私がいろいろ啓発活動で回っている感じでは、タブレットのフィルタリング率が大変少ないです。

なので、この指標の数字につきましては、全ての機器について、子どもたちを安全に守るというフィルタリングを推奨していくために調査を進めたほうがいいかということと、また、そこまで細かい調査をするとなると、子ども自身がどれに何が設定されているのか訳が分からないという状態がありますので、保護者へのアンケート調査が必要になってくると思います。

そうすると、多くの保護者に協力していただくのはやはり難しいので、ピンポイントで、ブロック単位で何校ずつというような形で、生徒さんとはまた別に保護者にはそういう調査を行うような、それを基に、全体の啓発を進めていくという方向が今後望ましいのではないかとということで御提案させていただきます。

よろしくをお願いします。

○西山会長

フィルタリングについての御質問、それから御提案をいただきましたが、御担当、いかがでしょうか。

○中沢心の支援課企画幹

心の支援課の企画幹の中沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

今の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問の点ですけれども、数字については、委員さんおっしゃるとおり、昨年私どもで調査をさせていただいたインターネットアンケートの調査の結果から持って

きているものでございます。

それで、少し数字が悪くなっているんですけども、いったん購入のときにフィルタリングをかけても、子どもから言われてそれを解除したりという話もあると聞いております。

それと、御提案いただきました機種別の話、保護者へのアンケートのお話ですが、これについては、今年は子どもとメディア信州さんとアンケートを一緒にやらせていただいているところですが、やはり保護者の皆様の意識が大変重要かと思っておりますので、今いただいた御意見も踏まえて調査の方法などを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。

そのほかはいかがですか。

では、木村さん。

○木村委員

木村かほりです。

7ページで質問させていただきます。7ページの上の段、いじめへの対応・不登校児童生徒の支援というところの主な取組と成果のところ、2017年の教育機会確保法の趣旨のことなどが書いてあります。こちらのほうが、現場にどういふふうに届いているのかということですか。

実際に不登校の生徒さんと保護者さんとの話の中では、なかなか現場の先生たちまで届いていないと。法律自体の理解を深めるのも大事ですけども、きちんと大枠で捉えられているところがどの程度伝わっていると思われているのかというのが一つです。

それから、コロナもありましてオンライン教育とかそういったことも注目されているんですけども、先日新聞でオンラインと不登校の調査を県が始めるということも目にしました。その辺りで、やはりオンラインを活用し、休校のときに不登校の子どもたちが逆に学校に行きやすくなった。少人数であることやオンラインを活用することで勉強ができるようになったということが聞こえてきます。

その辺りについて、これがきちんと市町村の学校などに届いていけばいいなと思うのですが、県としてはどのようなお考えかというところを教えてください。

○西山会長

本日の議題の(3)と絡むところもありますが、いかがでしょうか。

○中沢心の支援課企画幹

心の支援課でございます。

御意見ありがとうございます。今、御指摘いただきました教育機会確保法の現場への浸透ということですが、おっしゃるとおりです。先生方向けの研修会等はやらせていただいているんですけども、なかなか現場の末端の先生まで意識が届いているかどうかというのは、御指摘のとおり、いろいろなところから御意見をいただいているところがございます。

す。

昨年は、記載のとおり政策対話ですとか、いろいろ民間の団体の方とも意見交換等やらせていただいて、そこでもいろいろ御意見をいただきましたので、今年その辺も含めて、現場に徹底といいますか、周知していききたいとは考えております。

もう一点のオンラインと不登校というお話ですが、これもいろいろなところでお話が出ております。御指摘のように、今、信州大学さんと一緒に調査をやらせていただいているところです。

お話にありましたとおり、不登校の子が人数が少なくなったときに学校に行けるようになったとか、分散登校のときには行けるようになったという事実はありまして、その後、どうなったかも含めて、今調査をさせていただいています。

それとともに、ICTを使って自宅でも、学校でない場所でも使えるようにということで、あわせて研究をさせていただくということで進めておりますので、またその結果を踏まえていろいろなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。

○木村委員

ありがとうございます。

同じところの課題と今後の取組の方向性のところに、①全ての子どもにとって、「自分の居場所」がある学校づくりと、②③と続いていて、やはりそこも、居場所が学校というところが記載してあります。やはり教育機会確保法の周知を行うに当たって、学校以外の居場所もあるということも取組の方向性のところから打ち出させていただくと、末端のほうにも伝わっていくのではないかと思いますので、検討していただければと思います。

○西山会長

御提案をいただきました。ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

藤原委員さん。

○藤原委員

10ページのUターン就職率で先ほど話題に上がった話で、質問と意見、提案がございます。

今、今後の取組の方向性でオンラインセミナーというところも挙がっていますが、恐らくこういう場があっても、具体的に企業さん側の対応、オンライン対応みたいなところによって、かなり学生の伝わり方とかそういう部分も影響してくるかと思っております。質問としては、具体的に企業さん側のオンライン対応みたいなところで、何か検討されている取組や実証があるかが1点目です。

提案として、大きく2点あります。1点目は、今、学生のUターン率になっていますが、

今、中途市場もかなり活発化している中で、やはり中途のUターン率というところも含めた、もう少し広い意味でのUターン就職率も、これからは取っていったほうがいいのではないか。それは少子化の流れもありますし、雇用の多様化のところもあるので、ぜひそこも御検討いただけたらというのが1点です。

2点目は、多分学生のUターン率は、恐らく大学側にこのアンケートを取って数字を出しているところだと思うのですが、もちろん大学側でもいろいろな対応が変わって来たり、回収率とかもその年によって変わってくる部分があると思いますので、ぜひ企業向けにも、どれぐらいUターンしてきたかというところを、ある程度取ってみるということも、これから重要になってくるのかなと。

例えば、もし企業側で取れると、この職場いきいきアドバンスカンパニーの企業はかなりUターン率が高いとか、何かそういうようなところも見えてくると、そこにより登録する企業が増やせたり、そういうところにつながっていくと思うので、ぜひ企業さん側へも、Uターン率なのか、ある程度こういうデータを取っていくということを積極的にやっていったほうがいいんじゃないかと感じました。

○西山会長

ありがとうございました。

御質問、御提案をいただきました。簡潔に御回答をお願いいたします。

○中澤労働雇用課課長補佐

労働雇用課雇用対策係の中澤と申します。

御質問と御提案ありがとうございます。順にお答えしたいと思います。

まず、オンライン企業説明会の企業に対する対応という御質問をいただきました。企業さんによっては、オンラインによる企業説明に慣れている企業さんもあれば、なかなかまだこれからであるというところもありまして、差が大きいのも実態だと思っております。

今年3月ぐらいから、4、5回当課で企業様と学生の皆さんとを結びつけるオンラインセミナーを開催してきているところですが、なるべく企業さんのネット環境みたいなものに影響されないように、あるいは企業さんのオンラインに対する理解をサポートできるように事業を進めてきたところでございますけれども、まだ十分でないと感じております。

このオンラインの流れにつきましては、今後も続いていくと思っておりますので、これまでの事業の結果を整理をいたしまして、今後に生かしていきたいと思っております。

それから、御提案をいただきました、まず1点目の中途のUターン就職の就職率についても調べてみてはどうかという御提案がございました。確かに中途の方が県内にどれぐらいU・Iターンで就職していただいているかというのを調べてみることは大変重要だと思っておりますが、なかなか調べ方が難しいということもございます。

先ほどお話がありました大学生に対しては、大学のチャンネルで調べるという方法があるんですけども、中途採用の方に対する数字をどういった方法で調べていくのが有効かということにつきましては、課題に感じているところでございまして、今後検討を進めていきたいと思っております。

それから、大学のUターン就職率の調査につきまして、企業さんのほうにも調査をして

みてはどうかという御提案がございました。これにつきましても、なかなか大変県内は企業数が多かったり、あるいは必ずしも毎年定期的に新卒者を採用している企業ばかりではないというようなこともございますので、今後御提案のありましたいきいきアドバンスカンパニーの会社に対する調査ですとか、あるいは「シューカツ NAGANO」のポータルサイトに登録していただいている企業様に対する調査とか、いろいろ方法が考えられるところでございますので、今後検討したいと思えます。

ありがとうございました。

○西山会長

まだまだ御意見いただけるところもありますけれども、この先々の進行を考えまして、2と3をやって、その後また改めて御意見、御質問をいただきたいと思えます。申し訳ございません。

(2) 子どもの性被害の状況について

○西山会長

では、次に、議題(2)子どもの性被害の状況についてということで、まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○塩川次世代サポート課長

次世代サポート課長をしております塩川と申します。

私から、資料2について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料2の1ページ目、項番1ですが、県内の子どもの性犯罪被害の状況でございます。刑法犯、特別法犯、県の条例違反といった犯罪類刑ごとに、18歳未満の子どもが被害となっている件数や人数を表したものでございます。

グラフを御覧いただきますと、それぞれ増減を繰り返しておりますけれども、全体として見ますと、ここ数年の検察庁への送致件数の傾向といたしましては、減少傾向にございます。また、このページの一番下に参考として記載したグラフを御覧いただきますと、全国的には SNS に起因する事犯が増加傾向にありまして、被害児童数は、令和元年は平成26年の約1.5倍という状況になっています。

一方、長野県の場合は平成26年の35人から減少傾向にございまして、ここ2～3年は20人前後で推移しております、全国とは少し違った傾向が見られるところでございます。

これは子どもを性被害から守るための条例の制定を契機とした、子どもの性被害防止に対する県民の意識の高まりや、行政、学校、保護者等その関係者による取組の効果がある程度現れてきているためではないかと考えているところでございます。

続いて次のページをお願いいたします。項番2は、県条例の罰則規定の適用状況でございます。今回新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、条例について、ここで簡単に御説明させていただきます。

11ページ以下に資料を付けさせていただいておりますので、御覧いただければと思えます

す。平成28年7月7日に施行された長野県子どもを性被害から守るための条例は、他県の青少年保護育成条例とは異なって、子どもを性被害から守るところに特化した条例となっております。県、あるいは保護者、学校の責務を明らかにするとともに、予防や被害者支援等の観点からの基本的な施策について定めておきまして、あわせて、罰則を伴った規制項目といたしまして、威迫等による性行為等の禁止や、午後11時から翌朝4時までの時間帯の深夜外出の制限について定めているところでございます。

また、本協議会と条例との関わりでございますが、10ページを御覧ください。公開で審議されております本協議会におきましては、被害者や行為者のプライバシー等の権利、利益の侵害のおそれがない範囲で発生事案の概要等を報告させていただき、条例の運用や施策の充実といった観点で御意見をいただくこととしているところであります。

以上、条例の概要を踏まえた上で、もう一度2ページにお戻りいただきたいのですが、項番2の表は、罰則の適用のある規制項目違反事犯の件数について、県警から県への報告提供を基に集計したものでございます。

まず、条例第17条第1項の威迫等による性行為等の違反事案につきましては、条例の罰則規定が施行された平成28年11月1日から令和元年度まで、県警から県への報告はございませんでした。また、条例第18条第2項の深夜外出制限違反につきましては、昨年度県警から県に報告があったものは0件でありまして、これまでの累計では5件ということになっております。

なお、このページと前のページの条例の深夜外出制限違反の統計数字の相違でございますが、これにつきましては年度と暦年という集計方法の違いによるものでございます。具体的には、平成30年度に条例の深夜外出制限違反で、県警から県に対して報告のあった件数は、2ページに3件と記載させていただいておりますけれども、このうち1件が、平成31年2月の報告でありましたので、その前のページの1ページの平成30年のところで深夜外出が2件、令和元年が1件ということで、年度で見ますと3件という形になっております。

また、平成30年度における深夜外出制限違反事犯3件の事案概要につきましては、昨年のこの協議会で御説明させていただいたところではございますけれども、このうち、最後の1件、3件目の東御市における事犯でございますけれども、この事案につきましては、その後検察庁において不起訴処分という結果になっております。不起訴の理由につきましては、私どもから長野地検に問合せをしたのですけれども、地検からは「お答えできない」というような回答でございました。

また、本件に関しましては、昨年11月に開催した長野県子ども支援委員会で御報告させていただき、非公開の場面ではございますけれども、県警少年課から、可能な範囲で事案の詳細を改めて御説明をいただいたところでありまして、委員からは、当事者間の恋愛感情の有無ですとか、行為に至った経緯、行為時の被害者の心情等について御質問があり、県警から回答させていただいたところでありまして。

続きまして、その表の一番下の部分、いわゆる第2類型といわれるものですが、これも県に報告いただくことになっておきまして、平成29年度末までに4件の報告がございましたが、令和元年度は前年度に引き続き、県警からの報告はございませんでした。

なお、真ん中に参考のために全国の青少年保護育成条例の摘発事案のデータ、これは平

成30年が最新のものとなっていますけれども、掲載させていただいておりますが、この中で長野県分として、みだらな性行為等で2件とございます。これは他県の条例で長野県警が摘発したものでございます。

続きまして項番3、これはこの後、人権男女共同参画課から御説明をさせていただきます。

続いて4の県内の児童相談所における性的虐待の状況でございます。令和元年度中に、県内の児童相談所が対応した児童虐待の件数は2,804件で、そのうち性的虐待は20件となっております。

続きまして、資料の3ページ以下を御覧いただきたいと思います。令和2年度の子どもを性被害から守るための取組関係事業でございます。昨年度から変更や拡充をした主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、項番2ですが、「子どもの性被害予防のための取組支援事業」でございます。昨年度から予算額で見ますと150万ほど減っておりますが、これは昨年度までこの事業で実施しておりました地域における情報モラル教育への補助事業を、今年度は4ページの8の「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業」の三つ目に位置づけさせていただきました。こちらの予算総額と合わせますと、合計では427万1,000円ということで、前年度より50万円ほど増額したところでございます。

続きまして5ページの19、「予期せぬ妊娠に悩む妊婦等支援事業」、いわゆる「にんしんSOSながの」でございます。今年度は看護師を増員するための費用として、予算額ベースでありますけれども、約100万円を増やしております。

また、6ページの22の「スクールソーシャルワーカー活用事業」と、7ページの28の「スクールカウンセラー事業」につきましては、今年度それぞれ予算額を60万、1,600万円ほど前年度より増額し、支援時間の拡充を図っているところでございます。

なお、8ページ以下にこれらの関係事業を対象者別に整理させていただいたものを付けてございますので、御参考までに御覧いただければと存じます。

県といたしましては、本日の会議での御議論等を踏まえまして、子どもを性被害から守るための取組をさらに深めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○柳沢人権・男女共同参画課長

人権・男女共同参画課長の柳沢と申します。

私から、ただいま説明のありました資料2の3に関連しまして、資料3で、性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談件数等につきまして御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

りんどうハートながのでございますけれども、性暴力に遭った被害者からの相談を受け付けまして、産婦人科医療やカウンセリングなど、被害者が希望する支援を総合的にコーディネートするセンターとしまして開設したものでございます。一定の資格や経験を有した専門の研修を受けた支援員が、24時間365日で電話相談を受け付けるワンストップセンターということでございます。

まず、1の相談受付数でございます。令和元年度は、新規案件としまして91件ござい

ます。前年度に比べ約2割の増加でございます。また、過年度受け付けをして、引き続き対応したものが15件ということでございます。それらに対する総対応回数としては433回で、1案件当たり単純平均で4回対応してございます。

2の新規案件の受付状況でございます。被害者の89%が女性で、本人からの相談が63.7%と最も多くなっております。相談時間帯は、平日の日中が41.8%で最も高いのですが、夜間の相談についても約4割ということで、これまでと同様の状況を示しております。

2ページをお願いいたします。3の新規案件の加害者等の状況でございます。面識のある方からの被害が高いということはこれまでと同様でございます。昨年度は93.4%ということで、初めて9割を超える状況になっております。

4の直接支援の内容でございます。性暴力被害案件としまして対応しております106件のうち、約3割の32件について、面談や産婦人科医療等の直接支援を行っております。

次、3ページの5、新規案件の相談内容別件数でございます。意思に反する性交等、また意思に反するわいせつがそれぞれ3割を超える状況で、この二つで全体の73.7%を占めております。

特にこの協議会で関係するところでいえば、被害時年齢の18歳未満の件数がそれぞれ7件、30件ということでございまして、特に意思に反するわいせつが新規案件の3分の1を占める状況ということでございます。なお、この区分でございしますが、欄外の一つ目の※に書いてございますけれども、相談内容から判断したものでございますので、御留意いただければと思います。

次、4ページの6、新規案件の年代別の相談件数でございます。20歳未満が最も多く44%となっております。これまでで最も高くなっているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。

ただいま資料2、3につきまして、現在の子どもの性被害の状況、並びに県の施策についての御説明がありました。子どもを性被害から守るといった観点から、何か御意見、御質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○山本委員

一つは、資料2の1ページ目の一番下にある長野県でSNSに起因する事犯というのが、全国の傾向とは違って減ってきているというのは、それぞれのいろいろな施策による効果が現れているのではないかと思った次第でございます。これがどんどん減っていけばいいと思うところでございます。

一つお尋ねしたいのは、2ページ目の4の長野県内の児童相談所の状況で、性的虐待が20件とあるのですけれども、いわゆる児童相談所の統計の性的虐待というのは、保護者、監護者からの性的虐待ですね。そうじゃなくて、例えば同居の兄弟とか、おじさん、おばさんとか、そういう方から行われた場合はネグレクトの統計だと思います。

子どもの性被害を考える上では、私が思うに、ネグレクトだとかそういうところにも、

子どもがいわゆる性被害を受けたのがどのぐらいあるかというのは把握したほうがいいと思うんですけども、実際その辺はどうなんでしょうか。

○西山会長

御質問いただきましたが、いかがでしょうか。

○樋口児童相談・養育支援室長

児童相談・養育支援室の樋口でございます。

ネグレクトの統計の中に性的虐待の部分も含まれているのではないかとということですが、現状は、先ほど委員さんがおっしゃられたとおりの整理で児童相談所はやっておりますので、今後、今いただいた御意見を基に、検討させていただきたいと考えます。

○西山会長

よろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○望月委員

望月です。よろしくお願いいたします。

今の資料の中には特に載っていなかったとは思いますが、福祉の現場、就労を支援するような現場で働いていると、出所者の受入れをお願いされる件数が増えてきています。

面談などをしていくうちに、やはり加害者の方の再犯率といいますか、その方が障害があるかどうかではなく、例えば、ギャンブル依存症の方はそういった依存症、アルコールはアルコールということがあって、それぞれ当事者の会があると思うのですが、そういったところに行って再犯を予防するようなPR的な団体や、それを支援する事業というのがあると思うんです。

こちらの加害者に関しても、罪は罪なので、本当にされた方のことを考えるとかわいそうと言えるんですけども、でも、実際にまだしていないけれども、どうしてもそうしたことをいつかしてしまいそうな気がして悩んでいるという相談もあったりするんです。

加害者の方も実は悩んでいて、そういうふうにいる場合があるというところから、再犯することですとか、初犯に至ってしまうことを防止するためにも、そういった方たちの認知のゆがみがあるかどうかを適切に判断して、その方々一人一人の認知の度合いに応じた支援をしていって、適切な社会につなげていける、再犯が防止できるような仕組み、被害に遭われる方側のフォローだけではない制度、支援体制というものが、緊急に必要なようになってきているのではないかと現場で感じているところであります。

以上です。

○西山会長

御意見ということで承ってよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。
どうぞ。

○矢澤委員

3ページの性被害から守るための取組関係事業の4の性被害防止に向けた指導充実事業の令和2年度の事業内容で、キャラバン隊を県内高校、特別支援学校及び中学校へ派遣とあります。今年度小学校への派遣も始まったかと思いますが、いかがでしょうか。

この事業につきましては、私も数年お手伝いさせているのですが、初めは高校だけ、その後、特別支援学校が入りまして、中学校が入りまして、今年度から小学校も入りまして、子どもたちに広く学びの機会が設けられていると思いますので、御質問します。よろしくお願ひします。

○西山会長

御質問ですが、いかがでしょうか。

○中沢心の支援課企画幹

心の支援課の中沢です。

大変失礼いたしました。委員さん御指摘のとおり、今年度から小学校へも希望するところには派遣をさせていただいております。ただ、このコロナの状況で、なかなか御要望いただいても行かれない状況になっているということは御承知いただければと思います。

以上です。

○西山会長

よろしいでしょうか。

では、この議題最後ということで、木村さん。

○木村委員

木村かほりです。

4ページ、5ページの事業に関するところで見させていただいたのですが、性被害の未然防止ということで、様々県の関わる活動があるのですが、学校などでは性被害防止といった教育ですとか、そういったキャラバン隊というものもあります。

ここに信州こどもカフェのことも書いてあるのですが、実際には、そこで特に性被害防止ということでの周知だとかそういったことは大きくは行われていないと思うんですが、例えば、この「りんどうハートながの」のお話ですとか、性被害防止に関わるリーフレットなどをそういったところを通して配布するですとか、実際にはそこに関わる大人の理解と、きちんと知ること、正しく理解すること、それを伝えることというのが大切なんじゃないかと思うんですが、そういったことに関しては、学校以外の地域というところではどんなふうにお考えでしょうか。

○西山会長

御質問をいただきましたが、いかがでしょうか。

○井原次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長

次世代サポート課の井原と申します。

こちらにありますように、信州子どもカフェにつきましても、地域の居場所をつくる取組に関するリーフレットはこちらに置いてありますけれども、具体的に性被害予防を啓発するリーフレットとかは置いてありませんので、今後置いていきたいと思っております。

あと、先ほどもありましたけれども、性被害予防のための研修会等につきまして、地域住民も対象に含めて将来世代応援県民会議で助成をしておりますので、またそういった取組も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西山会長

よろしいでしょうか。

○塩川次世代サポート課長

今、説明がありましたけれども、補足としまして、今年度から、(地域住民による性被害予防のための取組に対する)助成事業の中で公民館活動等に対しても助成できるように少し要件を緩和しておりますので、そういった部分も御活用できるのではないかと考えております。

○西山会長

ありがとうございました。

また、引き続きこの協議会の中で継続してこの問題につきまして御意見をいただいきたいと思っております。

(3) 新型コロナウイルスの子どもへの影響について

○西山会長

それでは、議題の3番目に移ります。新型コロナウイルスの子どもへの影響ということで、まず、事務局から御説明お願いいたします。

○井原次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長

次世代サポート課の井原と申します。

私から説明させていただきたいと思います。資料4は訂正版のほうをお願いします。こちらにつきましては、2ページ目の(3)学校相活センターの令和2年度の数字に誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきます。

では、1ページに戻りまして、まず、1の相談件数の推移でございます。県が関与する四つの相談機関につきまして、昨年と今年の3月から6月までの相談件数の推移をまとめてあります。

このうちチャイルドライン、子ども支援センター、学校生活相談センターにつきまして

は、ともに今年に入って相談件数が減少しておりますが、LINE につきましては、昨年より相談窓口が多くの人に知られるようになりましたので、逆に2倍程度増えております。

次に、主な相談内容を相談項目の多い順にまとめてみますと、四つ通しまして、休校で子どもたちが家に閉じこもることが多かったために、性、思春期、あとは虐待を含む家庭環境であったり、ネットトラブルやメディアの関係という相談が、比較的増えております。

逆に、休校で先生や友人やほかの生徒と会う機会が減りましたので、学校関係であったり、交友関係、いじめ等という項目については相談が減っております。

また、主な相談内容といたしましては、休校が始まった当初には、この(1)チャイルドラインの一番最初の「・」にありますように、「入学したが学校に行けず友達もいないし寮で孤独である」というようなことがあったり、2ページ目に移りまして、一番上の「・」にあります、「新型コロナの報道や毎日在宅していることについて気持ちが不安になる」とか、「これからの学校が始まることへの不安、将来の生活について漠然とした不安」というのがありましたけれども、学校が再開してきますと、(3)の学校生活相談センターの一つ目の「・」にあるように、「学校に行きたくないなどの心身の不調を訴える相談」が増えております。

また、(4)LINE の三つ目の「・」にありますように、「6月からは休校中の学習進度や進路決定に関わる不安などの学業や進路に関する相談がより具体的になっている」という状況が見てとれます。

次に、資料4の5ページを御覧ください。こちらには、長野県が子どもに関連する新型コロナウイルス感染症対策事業の一覧をまとめてあります。

この中には、一番最初にある「信州こどもカフェ運営支援事業」のように、既存の当初予算内で補助要件等を緩和して対応しているものや、その次の「スクールソーシャルワーカー活用事業」のように、元々当初予算で組んだもので対応しているというものもございますが、7ページのように、補正予算を組んで対応したというものもございます。

7ページの4月の補正ですけれども、遠隔教育環境の整備であったり、保育園、学校などの感染防止対策、あとは臨時休業中に放課後児童クラブの運営時間を拡大したり、学校再開後に補習実施のための学習指導員の追加配置等の学校等への臨時休業の対応ということで、全体で計11億3,900万円余りの補正予算を組んでおります。

8ページを御覧ください。こちらは6月に補正を組んだものですが、こちらには中項目の2番目の「暮らしへの支援」というものがあります。そちらでは、「ひとり親世帯臨時特別給付金の給付事業」であったり、そのほかにも「新しい生活様式への移行支援」であったり、「児童生徒等の学びの保障」ということで予算を組んでおりまして、こちらのほうは33億3,400万円余りの補正予算となっております。

当初予算と合わせますと、全体では158億8,000万円余りの事業を行っているということになります。

次に、本日配付いたしました「コロナの影響から県民の命とくらしを守る長野県の取組」という、県民向けに対策を分かりやすくまとめた資料がございますけれども、こちらについても、子どもに関する取組をまとめております。

例えば8ページ、9ページ辺りであったり、その後の11ページ以降に「ご家庭に関する支援」であったり、「子どもたちが悩みを抱えたときの相談先等」につきまして、こうい

った形で分かりやすくまとめたものがございますので、参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上です。

○西山会長

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で、チャイルドラインにつきまして、その受付状況の話がありましたけれども、直接運営に携わっていらっしゃる宮澤委員さんに、お気づきの点があれば御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○宮澤委員

チャイルドラインは、今4時から9時まで、毎日ということにかかるとなっています。コロナのときに子どもたちはどんな様子ですかということでしたが、私たちにかかってくるのでは、コロナだからということはあるにないです。コロナということ自身が子どもたちの中でどう映っているのかなというのがちょっと心配ですが、ただ、学校に行けなかったことで家庭にいる時間が非常に長かったということ、親との関係をどうつくっていくかということで悩んでいるお子さんの声がありました。

それから、コロナで学校が再開したときに行ったらあまりにも環境が違う、やってはいけませんとか、お友達と手をつないではいけませんとか、かなりの規制の中で子どもたちが自由にできないという、そこが学校はつまらないとか、行きたくないという子どもたちの声もかなり入ってきています。

私たちチャイルドラインは、子どもたちのその気持ちを聞く電話ですので、起きている事柄というよりも、つらかったことか、誰にも言えない、こういう状況なので親にも自分が大変なんだということと言えないとか、そういう気持ちを訴えてくることで、私たちはそうかなということで、その子どもの気持ちを受け止めます。そうすることでちょっと安心して、20分ぐらい話すと、「また頑張ります」という声が返ってきています。

ほかの相談電話と一番違うのは、子どものそういうつらいとか、不安な気持ちをしっかり受け止めるということが大事ではないかということ、それから小学生なんかは、どういう状況が起きているのかが、テレビは見ると怖い、気を付けなさいというのは、ずっと日常茶飯事に入ってきているので、かなり見えない中での不安を抱えているのではないかと思います。

そういうことが、これから生活の中、それから友人関係とか、学校生活の中でちょっと心配な面で、出てこなければいいなと思いますが、私たちとすれば、地域、それから学校等がどういうふう子どもたちに接して対応していくかが問われているのではないかと思います。

以上です。

○西山会長

ありがとうございました。

ここでちょっと御提案なんです、感染防止で会議時間を短くと言っていることと矛盾

するのですが、恐れ入りますが、10分ほど延長させていただいて御意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、この新型コロナウイルスによる子どもへの影響ということで、まずは、直接子ども、若者と携わっていらっしゃる学校関係ということで、平林委員さん、林委員さんからそれぞれ御意見をいただきたいのですが、まず平林さんから。

○平林委員

お願いします。意見にはならないかもしれませんが、コロナが明けて学校に来るようになったときに、注意したことなどということでお話ししたいと思います。

分散登校という時期が最初にありました。短時間での授業は設定はしたのですが、職員の方では、まず、各生徒としっかり面談をしたいということで、そんな時間を私のいる学校では取ったつもりでおります。

新入生などは、入学式だけはやりましたが、帰属感とか帰属意識は全然なかったかなと思います。これは私から提案したんですが、新入生については、高校ではなかなかやらないけれども、ぜひ家庭訪問をやってくれということで、感染対策をしながら、新入生の全家庭を担当が回って、なんとか環境をつくったり、直接本人たちと話をするというのをやりました。

そんなことをしたところですが、コロナが明けて生徒が登校するようになってから、こんな生徒がと思うような生徒の関係で、やはり児相から学校へ、その生徒がどんな様子かという問合せがありました。内容としては、家庭の中で家族の関係に若干変化があったようで、それについて高校での生活はどうかという問合せでしたが、高校ではそういうことはあまり見せませんが、実際には、生徒にはそういう影響があったのではないかと推測するところでもあります。

様子ばかりで申し訳ありません。以上であります。

○西山会長

ありがとうございます。

では、林委員さん。

○林委員

よろしく申し上げます。

昨年の台風の臨時休業と、年度末からコロナでの臨時休業があり、やはり昨年の3年生、卒業生についてもとても心配して、なんとか高校への進学が安心してできるよという事で学習支援や心のケアに努めてまいりましたが、また2月頃からそういった心配があり、年度が明けて4月、5月臨時休業、分散登校が続いて、様々な学校生活の行事も含めて、本当に普段どおりにできないことばかりが今も続いています。

昨年の3年生も心配でしたけれども、今年中3に上がる子どもたちというのは、中学2年のときから様々な形で、中体連の大会もできなかつたり、また、3年になってもやはり最後の大会ができなかつたり、また修学旅行とか、そういった子どもの学校生活における楽しみの部分というのは、ほぼなくなっているような状況の中で、先ほど自己紹介の中で

お話しさせていただきましたが、そんな中でも子どもも結構けなげに、一生懸命頑張って明るくやろうとしているかなと思います。

そんな中で、どうしても先ほどのチャイルドラインの報告のところにもございましたけれども、そんなような不安なことが出てきて、学校に来られなくなったりとか、自傷行為といったことにつながるような心配が見られたり、そういう子どもも一定数はいるのではないかと思います。それは本校だけじゃなくて、ほかの学校でも同じような状況ではないかと思っています。

ただ、子どもの心のケアを私たちも一番大事にしていきたい、そこがまた一番難しいところだと思っているんですけども、特に中学生くらいになりますと、学校の教員にはそういったところは見せたくない、先生とはそういったことはちょっとというお子さんもありますので、私たちとしては、欠席状況等から保護者さんとお話をしながら、子どものそういった不安な状況を読み取って、間接的に、学校職員が直接的に当たれる場面ばかりではないですので、やはりスクールカウンセラーの方とか、SSWの方とか、そういった方たちに入っただけの場合は、かなり親御さんへの支援が継続してできるかということで、そういうことも本当にありがたいと思いながら助けていただいています。ただ、状況によっては、そういったこともなかなか入っていきづらいお子さんも正直なところいるように思います。

私たちとしては、直接的にどうしたということはなかなか聞き取りづらいような状況もあるのですが、子どもの様子を見ながら、本当に適切な支援ができるようにということも、常々その難しさを感じながら、学校の職員とともにやっています。

やはり子どもへの支援というのは、まず人間関係が構築されているかどうかというところが非常に大事かと思います。ある日突然知らない人に「気持ちを聞かせて」と言われても、なかなかお話しできない子どももいますので、人の配置というのか、学校の中に今は養護教諭だったり、特別支援コーディネーターという職員が組織の中にはいるんですけども、様々な業務をしながら、授業もやりながらそういった立場をしていますので、ぜひ、専門の方が学校の中に、兼務したとしても入っただけると、どの学校もありがたいんじゃないかなと思います。

昨年からスクールカウンセラーの方が継続してうちの学校にも、回数も増えて入ってきていただけるようになりましたので、そういった県の御支援をいただいております。

長くなってしまうのですが、あと、そういった学校に来るのに不安を抱えているお子さんというのは、やっぱり御家庭の保護者さんの状態が不安定というのがとても多いような傾向があるように感じています。大人への支援というのはなかなか学校の職員はできづらい部分もあって、お話しをさせていただいたり、スクールソーシャルワーカーの方に入っただけたりはして、やっぱりそういう状況で大変だったんだなということは後で教えていただいているわけですけども、ぜひ大人への支援、若い親御さんなど、いろいろな御家庭があるということは日々感じる事が多くなっていますので、また、県全体でもそういったことを、今やっただけいてる中ではありますけれども、引き続きお願いしたいと感じています。

以上です。

○西山会長

では引き続き、齋藤委員さん、栗田委員さんから、また一言ずつお願いします。

○齋藤委員

齋藤です。今、我々は山村留学をしているのですが、県の教育委員会からの通達もありまして、4月1日に全国から子どもたち19人が集まったところで、2週間自宅待機ということで、施設のほうで暮らすことをしておりました。

2週間たったところから普通に学校に通学するようになったんですけども、やはり初めての環境というのもあるとは思いますが、山村留学というのは様々な大人とかいろいろな子ども同士の関わりもあって、非常にほかの都心に住む子どもに比べると、外で自由に過ごすような時間もあったんですけども、やはり学校に行けるようになってかストレスが急に減ってきたという様子もありました。子どもにとって、様々な居場所があるということが非常に重要だということを感じた瞬間です。

我々は泰阜村というところで活動をしているのですが、山村で小学校は70名ぐらい、中学校も50人に満たないような学校ではあるんですが、教室も非常に広くて、学年によっては3人しかいないような学年もあったりするんです。でも、飯田管内の横並びの考え方で、みんなその辺りの市町村は一斉に休校にしましうみたいな形になってしまうところなんです。

一方で、そういう状況になっても、ICTが発達している学校は、休校中でも学びは進められる。我々はそういうものがそろっていないので進められない。でも、3密になるような状況でもないのに学校もできないというような、それぞれ事情とか状況は違うにもかかわらず割と全体化してしまうというのは、非常に今回のコロナであらわになったのではないかと思います。

我々は都市部から子どもたちを預かって生活しているんですけども、圧倒的に長野県の優位性というのは今回出たという感じです。昨年度山村留学に参加していた子どもたちは都市部に帰るんですが、帰った瞬間にもう休校になっているので、1か月から2か月ぐらい、もう一步も外へ出ていませんという卒業生の話を聞く中で、山村に住んでいる子どもたちは、ある程度外での活動ができるようになっていたり、密になるような状況もないので、非常にそういった意味ではストレスのない生活ができていたということを考えると、やはりこの長野県の教育というところをより強化していく、「やまほいく」なんかもありますけれども、やはりコロナの影響を受けない状況であるならば、存分に学びを進めたり、活動ができるということを推し進めていただけたらいいんじゃないかなと感じました。

今の社会はゼロリスク社会で、危なければやめたほうがいいということになりがちで、先ほどの話に戻りますけれども、やはり子どもにとっては学校だけではない、家庭だけではない別の居場所がどうしても必要になってくるとなると、学童であるとか、フリースクールなんか、どうやったら開催できるのかということをお墨付きとか、方法、ガイドラインなんかを明確に提示していただけたほうが、それぞれの個別の団体などは活動しやすくなっていくのではないかと思います。

あと一つは意見ではありますが、このICTの予算も大分ついてきてこれから進ん

でいくんではないかと思いますが、一方で、やはりこういったことに慣れている先生とか、興味のある先生だけではなかったりするんですね。

我々の泰阜村でも、ケーブルテレビで授業を配信ということをやっていたんですが、一部我々が学童をやっております、そのケーブルテレビの授業を学童で見ている子どもの様子を見たんですけれども、1. 2年生だと、ケーブルテレビで先生に「じゃあ、やってみましょう」と言われても、何をやったらいいかまず分からないという状況が結構あるんですね。ツールによっては、子どもたちの学びを決して促進しないというものもあるので、やはり、その辺りの扱い方を先生方に指導するというのも同時にやっていかないと、なかなか予算だけでは前に進まないこともあるのではないかと感じました。

長くなりましたが、以上です。

○西山会長

ありがとうございました。

では、栗田委員さん。

○栗田委員

いろいろな話を聞く中で、現状の専門学校生がどういうふうに関コロナ禍で過ごしているか、困っていることがあるかというのだけお話しをさせていただければと思います。

まず、県からいろいろな悩みを抱えている子どもたちに向けて、支援をたくさんしていただいていると思うんですが、実はそれをすり抜けて、二十歳になるまで何も診断されず、誰にも相談できずという学生さんが少なからずいるということだけ、御報告させていただきたいと思います。

そういった子たちは、当然就職活動もままならないまま、学校の支援も途中で、我々の場合は2年間で支援が止まってしまって、その後どうなったか分からないというような状況もあり、毎年心苦しい中、送り出してしまうという現状もあります。

また、最近ですとコロナの影響で、現在2年生の就職活動がかなりの数で断られてしまう、電話をかけても、インターネット上で募集があるとあっても、電話口で今年はないですということで断られてしまう学生が相当数今年は出てしまうのではないかと懸念しております。専門学校なので技術を持っているんですが、それでも断られてしまうという現状であります。

また、学生の中には、支援が電話やネットを使ったものが多いのですが、実は親御さんのほうでスマホを持たせてもらえない、自由に使えるネットワークを構築できない、じゃあそういった子たちはどうやって周りの大人、支援のほうに連絡を取ればいいのかなかなか難しいところも、数名ではあるんですが、本校にもいるような状態です。

なので、学校でも支援等バックアップはするつもりなんですけれども、そういった子たちがいることを御報告させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○西山会長

ありがとうございました。

では、今までの御意見なども踏まえて、まず荒井委員さん、何かお話しいただけますか。

○荒井委員

信大の荒井です。お疲れさまです。

時間が限られていますので、数点と思います。1点目は資料4になりますけれども、相談窓口から見るコロナ禍の状況ということで、チャイルドライン、子ども支援センター、学校生活相談センター、LINEとありますけれども、非常にLINEが相談ツールとして機能しているというところがあると思います。

ちょうど8月、恐らく来週以降利用が伸びるのではないかと思いますけれども、長期の休校期間を含めて、子どもたちがちょうど一息つきながら振り返る期間になるのではないかと思いますので、そこをぜひ、注意深く着目していただきたいというのが1点です。

もう一点は、先ほどありましたけれども、そういったお子さんの親御さんに対する様々な声を拾っていく機会やツール、そういったものがなかなかないのではないかと思います。休校期間中、子育てをしながら、あるいは仕事をしながら、どういうふうな悩みを抱えていたのか、そしてどんな支援が必要なのかということも、ぜひ御検討いただけたらと思っております。

簡単ではありますが、以上です。ありがとうございます。

○西山会長

ありがとうございました。

では、加藤委員さん。

○加藤委員

加藤でございます。1点だけお願いします。

新型コロナの関係で、今、御説明いただいたように、たくさんの事業があるわけですが、私が一つ心配しているのは、新型コロナに感染してしまった方に対する誹謗中傷が多いと感じております。

誹謗中傷は絶対にあってはならないと思っているわけですが、例えば、学校現場におきましても、コロナにかかってしまう児童・生徒さんもいらっしゃいますが、そういった方々に対する誹謗中傷は絶対しないといったような人権教育というのでしょうか、その辺りが、現状どのようになっているかお聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○西山会長

人権教育でコロナに関連して何かございますか。

○中沢心の支援課企画幹

ありがとうございます。心の支援課の中沢です。

コロナに関しては、大変私どもも心配しております。学校現場でも感染が広がっているという状況もありますので、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー含め

て、今、対応していこうというふうに取り組んでいるところです。

ただ、5月でしたか、学校のほうにはいじめや差別は絶対にいけないという形でリーフレットを配付させていただいたり、先生方に使っていただけるようなものを配付したりしておりますので、今後も引き続き注意深く見守っていきたいと思っております。

以上です。

○西山会長

ありがとうございます。

時間が延長してしまいました。最初に議題（1）に戻ると申し上げましたが、このままでは戻れないようなところがございます。

この会議も、引き続き総合計画について、またコロナの影響も含めてのところでは御意見をいただいきたいと思っております。

最後に何か御意見等ございましたら、一つだけということによろしいでしょうか。

すみません、せかしたようで申し訳ございません。

それでは、本日の議事はこれもちまして終了ということで、事務局にお返しいたします。

6 閉会

○清沢次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代支援係長

西山会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたり活発な御意見をいただきましてありがとうございました。

次回の協議会の開催でございますけれども、第2回目ということで、新型コロナウイルスの影響等を見ながら、改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本年度第1回の長野県青少年問題協議会を終了したいと思います。

お疲れさまでした。気を付けてお帰りください。

(了)